# 訪問看護重要事項説明書

### 1 事業所の概要

事業	4	所	名	花と森の記	はな もり ほうもんかんごす てー しょん ペルぎん 花と森の訪問看護ステーション ペンギン					×
管 理 者 名			<sup>すずき ゅきな</sup> <b>鈴木 幸奈</b>							
設 立	年	月	日	平成 27 年	7月1日					
事業所	<b>行指</b>	定	番 号	13617901	48 号					
所 在 地			〒114-0024 東京都北区西ヶ原2丁目3番地2号 TEL 03-5980-7121 FAX 03-5980-7127							
				北区王子1~67	1目、王子本町1	~3	丁目、」	上十条1~5丁	目、	
				上中里1~3丁目	1、神谷 1~2 丁	目、片	町 1~	2 丁目、十条台	î 1~2	丁目、
				十条仲原 1~4 丁	`目、滝野川 1~'	7丁目	、田端	1~6丁目、田	端新町	<b>丁1~3</b> 丁目、
				豊島1~8丁目、	中里 1~3 丁目、	中十	·条 1~4	1 丁目、西ケ原	1~4	丁目
				東十条 1~6 丁目						
				3.53.5	荒川区荒川 4~7 丁目、西尾久 1~8 丁目、西日暮里 1~6 丁目					
				東尾久1~8丁目、東日暮里6丁目、町屋2丁目、4丁目、5丁目						
サービ	ス扌	是 供	地域	足立区扇 2 丁目、小台 1~2 丁目、江北 1~2 丁目、新田 1~3 丁目、 						
				海ノバココロ、 西州 2 リロ						
				文京区大塚 1~6 丁目、小石川 4~5 丁目、千石 1~4 丁目、						
				   千駄木 1~5 丁目、白山 1~5 丁目、本駒込 1~6 丁目、向丘 1 ~ 2 丁目						
				豊島区池袋1丁目、池袋本町1~4丁目、上池袋1~4丁目						
				北大塚 1~3丁目、駒込 1~7丁目、巣鴨 1~5丁目、西巣鴨 1~4丁目						
				東池袋1~5丁目、南池袋2丁目、南大塚1~3丁目						
				板橋区板橋 1~4丁目、稲荷台、加賀 1~2丁目、仲宿						
				職	員 体 制	<b>刊</b>				
管 理 者 (看護職員を兼務)					1	3	名			
	看	護	師	6 名	(常勤	6	名	非常勤	0	名)
	理肖	之 療	法士	4 名	(常勤	3	名	非常勤	1	名)
職種	作美	美療	法士	0 名	(常勤	0	名	非常勤	0	名)
	事		務	1 名	(常勤	1	名	非常勤	0	名)

#### 2 運営の方針

- (1) 訪問看護の実施に当たっては、利用者の心身の特性を踏まえて、日常生活動作の 維持、向上を図ると共に利用者の生活の質が高められるような在宅療養生活の充 実に向けて支援します。
- (2) 事業の実施に当たっては、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連帯に努め、総合的な支援を心がけます。

#### 3 サービス内容

- (1)「訪問看護」は利用者の居宅において看護師その他省令で定める者が療養上の世話または必要な診療の補助を行うサービスで、主治医の指示に基づき次の内容のサービスを行います。
  - ①病状・全身状態の観察 ②清拭・洗髪などによる清潔の保持 ③褥瘡の予防
  - ④食事及び排泄など日常生活の世話 ⑤リハビリテーション ⑥認知症の看護
  - ⑦ターミナルケア ⑧療養生活や介護方法の指導 ⑨カテーテル等の管理
  - ⑩その他医師の指示による医療処置
- (2) 事業所は、利用者のご希望する日程により訪問看護サービスを提供します。

#### 4 営業時間

区分	月曜日~金曜日	土・日・祝日
営業時間	8:30~17:00	休日

※年末年始(12/30~1/3)は休業となります。

#### 5 利用者負担金

- (1) 利用者からいただく利用者負担金は、別表のとおりです。
- (2) この金額は、介護保険の法定利用料に基づく金額です。(※又は、介護保険の法定利用料の範囲内で当事業者が設定した金額です)
- (3)介護保険外のサービスとなる場合(サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を越える場合を含む)には、全額自己負担となります。(介護保険外のサービスとなる場合には、居宅介護サービス計画を作成する際に介護支援専門員から説明の上、利用者の同意を得ることになります)
- (4) 利用者負担金は、サービスを受けた翌月に請求書を発行いたしますので、現金 徴収と口座振替になります。(毎月第2月曜日祝日にあたる場合は翌日)
- (5) 交通費については、通常のサービス実施地域にお住まいの方は無料です。

6 相談窓口・苦情対応について

お客様相談・苦情受付窓口までご連絡ください

		03 - 5980 - 7121
花と森の訪問看護		03-5980-7127
ステーション ペンギン	管理者	鈴木 幸奈
		03-3910-1151
花と森の東京病院		東京病院 事務長

◆公的機関においても、次の機関において苦情申立などができます。

	介護保険課 給付調整係			
北区役所	TEL 03-3908-1286			
<b>立古区</b> 犯正	介護保険課			
文京区役所	TEL 03-5803-1380			
豊島区役所	相談グループ			
豆面凸仅加	TEL 03-3981-1318			
   荒川区役所	介護保険課 内線 2431			
川山口区1文 <i>[</i> 7]	TEL 03-3802-3111			
台東区役所	介護保険課			
	TEL 03-5246-1257			
日 去 区 犯 正	介護保険課			
足立区役所	TEL 03-3880-5887			
板橋区役所	介護保険課 健康生きがい部			
(収)   (区) (区)	TEL 03-3579-2357			
	国保連苦情相談窓口			
東京都国民健康保険団体連合会	TEL 03-6238-0177			

#### 7 サービス提供の記録など

- (1) 事業所は、サービスを提供した際には、利用者の健康状態・サービスの内容等を訪問看護記録に記録します。
- (2) 事業所は、「訪問看護記録」などの記録を作成した後契約終了後2年間はこれを 適正に保存し、利用者から開示の求めがあった場合は閲覧に応じ、実費負担により その写しを交付します。

#### 8 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合は、契約時の緊急連絡先に沿って利用者の家族、及び利用者に係る介護支援専門員などに連絡を行います。
- (2) 利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合にはこの限りではありません。

#### 9 キャンセル

- (1) 利用者がサービスの利用を中止する際には、分かり次第ご連絡下さい。
- (2) 訪問予定日の前営業日 17 時までにご連絡ください。 中止のご連絡が無い場合、キャンセル料として利用料金の 50%を請求させていた だきます。

#### 10 その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意下さい。

- (1) 交通事情により、訪問時間の15分程度の遅れに対して、ご了承ください。
- (2) 看護師などは、年金の管理、金銭の賃貸などの金銭の取扱いはいたしかねますので、ご了承下さい。
- (3) 看護師などは、感染防止のために訪問時退出時に洗面所をお借りして、手洗いを させていただき手袋・エプロン等を使用させていただきますので、ご了承下さい。 尚、感染防止の為マスクを着用する場合もあります。
- (4) 看護師などに対する贈り物や飲食などのもてなしは、ご遠慮させていただいています。
- (5) 天災・災害・世界的規模の感染・テロ等の理由にてやむをえず訪問を中止する場合もあります。

事業所は訪問看護契約書・重要事項説明書の内容について、利用者に説明いたしました。よって上記の契約を証する為、本書2通を作成し利用者、事業所が署名押印の上、 1通ずつ保有するものとします。

契約書の内容及び重要事項、利用料金などについて花と森の訪問看護ステーション ペンギンより説明を受け、内容を確認しました。

契約書の内容を確認した上で訪問看護サービスの契約を締結します。

契約締結日 令和 年 月 日

《ご利用者》	住所	:			
	氏名			(ii)	
	TEL		携帯		
《利用者ご家族又)	は代理人》				
	住所	Ŧ			
	氏名			€	
	TEL		携帯		
	ご 関係				
《事業所》	住 所	〒114-0024 東	京都北区西ヶ原	原2丁目3番地2号	
	名 所	社会医療法人社 花と森の訪問	:団 正志会 ]看護ステーシ	ョンペンギン	
	代表者	鈴木 幸奈		(fi)	
	TEL	03-5980-7121	FAX	03-5980-7127	
	説明者	鈴木 幸奈		印	

## 個人情報使用同意書

### 個人情報保護のお取り扱いについて

訪問看護・介護予防訪問看護の提供を通して個人情報を取得し保有させていただいております。この書面は、利用者の個人情報の保護とお取扱いにつきまして、当事業所は在宅で医療や介護を受けながら生活をされている利用者へ居宅介護支援・(予防)法の趣旨に従い説明するものです。

#### 1. 個人情報の利用目的

当事業所は、訪問看護・介護予防訪問看護の申し込み、又、各々のサービスの提供を通 して収集した個人情報は、利用者・ご家族の方への心身の状況説明、記録・台帳の作成等 といった訪問看護・介護予防訪問看護の提供のために必要に応じて利用いたします。

また、利用者のみなさまの個人情報は、各々のサービス提供以外にも以下のような場合に、必要に応じて、第三者に提供される場合があります。

- 病院、診療所、薬局及びその他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業等とのカンファレンス等による連携、照会への回答
- 特別養護老人ホーム等の介護保険施設入所時の照会への回答
- 審査、支払い機関へのレセプトの提出
- 保険者への相談、届け出、及び照会への回答
- その他公道に関する運営業務(研究基礎資料の作成・実習への協力・職員研修・学会 等への症例・研究発表)

#### 2. 個人情報の保存

収集した個人情報は、法律に定められた期間、保存することを義務付けられています。 保存の実施方法・期間・廃棄処分方法については、適用される法律ごとに異なります。

3. 個人所法の第三者への提供について

当事業所は、次の場合を除いて利用者の個人情報を第三者に提供することはありません。

- 法令に基づく場合
- 個人の生命・身体又は財産の保護のために必要がある場合で、ご本人又はその代理人に同意を得ることが困難な場合特別養護老人ホーム等の介護保険施設入所時の照会への回答
- 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進の為に特に必要がある場合で、ご本人 又はその代理人の同意を得ることが困難な場合
- 国の機関もしくは地方公共団体、又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を

遂行することに対して協力する必要がある場合で、ご本人又はその代理人の同意を 得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れのある場合

- 三者に該当しないケース
  - ◆ 当事業所が、利用目的の達成に必要な範囲内で業務委託をしている業者等
  - ◆ 同一法人内の病院及び関連事業所

4		お	問し	个合	b	廿
_	•	NO.	V LH		~	_

開示請求、苦情・訂正・利用停止等は、花と森の訪問看護ステーションペンギンにお申 し出ください。

			説明者	鈴木_	幸奈	(II)
上記内容を確	産認し、個	国人情報の	の使用に関して同意	いたします。		
令和	年	月	日			

利用者 <u>住所</u> 〒
<u>氏名</u> <u>即</u>
利用者ご家族 <u>住所</u> 〒
<u>氏名</u> <u>即</u>

<u>で関係</u>

代理人 <u>住所</u> 〒
<u>氏名</u> <u>即</u>

ご関係

## 同意書

《<u>緊急時訪問看護加算</u>》《<u>複数名訪問看護加算</u>》《<u>ターミナルケア加算</u>》 《理学療法士等による訪問》

□ 私は、貴訪問看護ステーションの 24 時間連絡体制により	)、緊急時の場合などの電
話による相談または訪問看護を利用する為、 <u>緊急時看護</u>	<u>訪問加算</u> を算定すること
に同意します。	
□ 私は、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、	看護補助者が同時に複数
で訪問する、複数名訪問看護加算に同意します。	
□ 私は、看護師によるターミナルケアについて説明を受け	、 <u>ターミナルケア加算</u> に
同意します。	·7/* ] ]
□ 私は、理学療法士のよる訪問看護はその訪問が、看護業	
リハビリを中心としたものであるため、看護職員の代わりの説明な受は冒意します。	にさせる訪問であること
の説明を受け同意します。	
令和 年 月 日	
社会医療法人社団 正志会	
花と森の訪問看護ステーションペンギン	
管理者 鈴木 幸奈殿	
利用者住所 〒	
4J 田 北 广, 友	
利用者氏名 	(F)
※利用者自らが同意する場合は記入不要です	<del>}</del>
	<i>)</i> o
利用者代理人住所 〒	
利用者代理人氏名	
	_
利用者とのご関係	